

# 平成 30 年度における行政不服審査法等の 施行状況に関する調査結果

## － 地方公共団体における状況 －

### 第 1 調査目的等

#### 1 調査目的

不服申立制度は、行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民が簡易迅速かつ公正な手続の下で広く行政庁に対する不服申立てをすることを可能とすることにより、国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営の確保をその目的とするものである。

本調査は、改正前の行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号。以下「旧法」という。）及び改正後の行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号。以下「新法」という。）等に基づき、国及び地方公共団体に対して行われた不服申立ての件数、処理状況等の実態を把握し、その施行状況を広く国民に明らかにすることにより、不服申立制度の適正かつ的確な運用を図るための基礎資料を得ること等を目的として実施するものである。なお、今回は新法施行後 2 回目の調査となる。

#### 2 調査対象団体

全ての都道府県、市区町村、一部事務組合及び広域連合（以下「地方公共団体」という。）の計 3,471 団体

#### 3 調査対象事項等

##### ① 調査対象期間

平成 30 年 4 月 1 日から 31 年 3 月 31 日まで

##### ② 調査対象項目

調査対象とした不服申立ては、新法に基づき地方公共団体に対して行われた審査請求、再調査の請求及び再審査請求並びに旧法に基づく審査請求、異議申立て及び再審査請求である。

また、それぞれの調査対象となる不服申立てに関する不服申立件数、行政分野別件数、処理完了件数（平成 30 年 3 月 31 日以前に不服申立てが行われ、平成 31 年度内に処理した件数を含む。）、処理内容（認容、一部認容、棄却、却下等の別。）、不服申立てから処理までに要した期間、次年度に処理を繰越した件数、標準審理期間の設定状況等について把握した。

### 第 2 調査結果

#### 1 行政不服審査法（新法）に基づく不服申立て

##### （1）不服申立ての概況

##### ア 不服申立件数（別表 1・別表 4 参照）

新法に基づき平成 30 年度に地方公共団体に対して行われた不服申立ては、19,312 件となっており、その内訳は審査請求 19,030 件(98.5%)、再調査の請求 228 件(1.2%)、再審査請求 54 件

(0.3%)となっている。

また、前年度から繰越しされたものは 8,638 件となっており、その内訳は審査請求 8,559 件(99.1%)、再調査の請求 41 件(0.5%)、再審査請求 38 件(0.4%)となっている。

平成 30 年度に新たに不服申立てが行われたものと前年度からの繰越し分を合わせたものが、平成 30 年度に処理すべき不服申立てとなり、これらの合計は 27,950 件となっている。

その内訳は、審査請求 27,589 件(98.7%)、再調査の請求 269 件(1.0%)、再審査請求 92 件(0.3%)となっている。

### ① 審査請求

審査請求 27,589 件の主な内訳は、生活保護法関係 7,798 件 (28.3%)、情報公開・個人情報保護関係<sup>※</sup>6,972 件 (25.3%)、介護保険法関係 2,516 件 (9.1%) となっている。

※ 地方公共団体の情報公開条例、個人情報保護条例に基づく処分等

### ② 再調査の請求

再調査の請求 269 件の内訳は、公害健康被害の補償等に関する法律関係 266 件(98.9%)、その他 3 件 (生活保護法関係 2 件、情報公開条例関係 1 件) (1.1%) となっている。

### ③ 再審査請求

再審査請求 92 件の主な内訳は、介護保険法関係 54 件(58.7%)、道路交通法関係 17 件(18.5%)、生活保護法関係 8 件 (8.7%)、その他 13 件 (14.1%) となっている。

(表 1) 地方公共団体における不服申立ての分野別等件数

区 分	分野別申立て件数	
総件数 (1+2+3)	27,950 件	100%
1 審査請求	27,589 件	98.7%
生活保護法関係	7,798 件	27.9%
情報公開条例・個人情報保護条例関係	6,972 件	24.9%
介護保険法関係	2,516 件	9.0%
その他	10,303 件	36.9%
2 再調査請求	269 件	1.0%
公害健康被害補償法関係	266 件	1.0%
その他	3 件	0%
3 再審査請求	92 件	0.3%
介護保険法関係	54 件	0.2%
道路交通法関係	17 件	0.1%
生活保護法関係	8 件	0%
その他	13 件	0%

(注) 地方公共団体からの報告に基づき当省が集計した。

## イ 処理件数（別表 1・別表 4 参照）

平成 30 年度に不服申立てが行われたものに 30 年度以前の不服申立てを加えた 27,950 件のうち、不服申立人により取下げられた 1,337 件を除いた 26,613 件が 30 年度の各地方公共団体の処理対象案件となる。

このうち平成 30 年度に処理（裁決・決定）が完了した案件は 11,353 件（42.7%）であり、処理が未了の案件は 15,261 件（57.3%）となっている。

### ① 審査請求

審査請求が申立てられた 27,589 件のうち、1,329 件が取下げられており、審査請求に係る処理対象は 26,259 件となっている。

処理対象案件のうち、処理完了案件は 11,074 件（42.2%）、処理未了案件は 15,186 件（57.8%）となっている。

### ② 再調査の請求

再調査の請求が申立てられた 269 件のうち、2 件が取下げられており、再調査の請求に係る処理対象案件は、267 件となっている。

処理対象案件のうち、処理完了案件は 207 件（77.5%）、処理未了案件は 60 件（22.5%）となっている。

### ③ 再審査請求

再審査請求が申立てられた 92 件のうち、5 件が取下げられており再審査請求に係る処理対象案件は 87 件となっている。

処理対象案件のうち、処理完了案件は 72 件（82.8%）、処理未了案件は 15 件（17.2%）となっている。

処理完了案件 72 件の主な内訳は、介護保険法関係 43 件（59.7%）、道路交通法関係 16 件（22.2%）となっている。

（表 2） 地方公共団体における不服申立て区分別件数

区 分	不服申立件数	処理完了案件数	処理未了案件数	取下げ件数
審査請求	27,589 件	11,074 件	15,186 件	1,329 件
	(100%)	(40.1%)	(55.0)	(4.8%)
再調査の請求	269 件	207 件	60 件	2 件
	(100%)	(77.0%)	(22.3%)	(0.7%)
再審査請求	92 件	72 件	15 件	5 件
	(100%)	(78.3%)	(16.3%)	(5.4%)
合 計	27,950 件	11,354 件	15,261 件	1,336 件
	(100%)	(40.6%)	(54.6%)	(4.8%)

（注） 地方公共団体からの報告に基づき当省が集計した。

## ウ 処理内容（別表2・別表4）

平成30年度に処理が完了した11,353件の裁決・決定の状況は、「認容」755件（6.7%）、「棄却」7,394件（65.1%）、「却下」2,846件（25.1%）等となっている。

なお、法に基づく不服申立て手続は、裁決によって終結することとされており、その内容は、大別して

- （ア）不服申立てについて理由があるとして、不服申立人の主張を認め、原処分を取り消し等を行う「認容」
  - （イ）不服申立てについて、理由がないとして、不服申立人の主張を認めない「棄却」
  - （ウ）法定の不服申立期間を超過している場合など不服申立てが不適法として本案の審理を行わずに退ける「却下」
- となっている。

### ① 審査請求

処理が完了した11,074件の内訳は、「認容」751件（6.8%）、「棄却」7,137件（64.4%）、「却下」2,829件（25.5%）、その他（一部棄却、一部却下）357件（3.2%）となっている。

### ② 再調査の請求

処理が完了した207件の内訳は、「認容」3件（1.4%）、「棄却」203件（98.1%）、「却下」1件（0.5%）となっている。

### ③ 再審査請求

処理が完了した72件の内訳は、「認容」1件（1.4%）、「棄却」54件（75.0%）、「却下」16件（22.2%）、その他1件（1.4%）となっている。

（表3） 地方公共団体における不服申立て種類別・処理内容別件数

区 分	不服申立 件数	処 理 件 数				
		処 理 結 果				
		認容	棄却	却下	その他	
審査請求	27,589件	11,074件	751件	7,137件	2,829件	357件
		(100)	(6.8)	(64.4)	(25.5)	(3.2)
再調査の請求	269件	207件	3件	203件	1件	0件
		(100%)	(1.5%)	(98.5%)	(0.0%)	(0.0%)
再審査請求	92件	72件	1件	54件	16件	1件
		(100%)	(1.4%)	(75.0%)	(22.2%)	(1.4%)
合 計	27,950件	11,353件	755件	7,394件	2,846件	358件
		(100%)	(6.7%)	(65.1%)	(25.0%)	(3.1%)

（注1）地方公共団体からの報告に基づき当省において作成した。

（注2）その他は、不服申立てをした者の死亡による手続の終了など裁決によらずに終結したものである。

## エ 処理期間（別表3・別表4・別表5参照）

処理が完了した11,353件の不服申立てから処理完了に至るまでに要した期間は、「3か月以内」2,198件（19.4%）、「3か月超6か月以内」3,206件（28.2%）、「6か月超9か月以内」1,945件（17.1%）、「9か月超1年以内」1,934件（17.0%）、「1年超1年3か月以内」671件（5.9%）、「1年3か月超1年6か月以内」533件（4.7%）、「1年6か月超1年9か月以内」211件（1.9%）、「1年9か月超2年以内」223件（2.0%）、「2年超」432件（3.8%）となっている

### ① 審査請求

平成30年度に処理が完了した審査請求11,074件については、裁決までの期間が1年以内の案件が9,018件（81.4%）と大宗を占めている。一方、その処理に1年を超えるものが2,056件（18.6%）となっている。また、2年を超えるものは432件（3.9%）となっている。

処理に1年を超える期間を要している2,056件のうち、行政不服審査法に基づき、審理員を指名し、審理員意見書を踏まえた行政不服審査会等への諮問を経て裁決を行うという一般的な手続を行って処理が完了した640件の長期間の要因を確認したところ次のとおりであった。

- (1) 「審理員指名」（審査請求を受けてから、審理員の指名を行うまでに1月以上（補正に要した期間を除く。）の期間を要したこと）とするもの83件（13%）
- (2) 「審理員審理」（審理員の指名から審理員意見書の提出までに6月以上の期間を要したこと）とするもの485件（76%）
- (3) 「諮問手続」（行政不服審査会等へ諮問を行ったもののうち、審理員意見書の提出を受けてから、諮問を行うまでに1月以上の期間を要したこと）とするもの157件（25%）
- (4) 「答申手続」（行政不服審査会等へ諮問を行ったもののうち、諮問から答申までに3月以上の期間を要したこと）とするもの259件（41%）
- (5) 「裁決手続」（行政不服審査会等の答申（行政不服審査会等への諮問を経ないで裁決を行った場合には、審理員意見書の提出）を受けてから、裁決を行うまでに1月以上の期間を要したもの）とするもの198件（31%）
- (6) その他（(1)から(5)以外の処理の長期化要因となる特異な事情があったこと）とするもの27件（4%）

(表4)

地方公共団体における不服申立て種別・処理期間別件数

(単位：件、%)

区分	不服申立て件数	処理完了案件数	処 理 期 間 別 内 訳								
			1年未満				1年超				
			3か月以内	3～6か月	6～9か月	9か月～1年以内	1年超1年3か月以内	1年3か月超1年6か月以内	1年6か月超1年9か月以内	1年9か月超2年	2年超
審査請求	27,589	11,074	2,155	3,040	1,914	1,909	661	532	208	223	432
		100	19.5	27.4	17.3	17.2	6.0	4.8	1.9	2.0	3.9
再調査の請求	269	207	30	148	20	8	1	0	0	0	0
		100	14.5	71.5	9.7	3.9	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0
再審査請求	92	72	13	18	11	17	9	1	3	0	0
		100	18.1	25.0	15.3	23.6	12.5	1.4	4.2	0.0	0.0
合計	27,950	11,353	2,198	3,206	1,945	1,934	671	533	211	223	432
		100	19.4	28.2	17.1	17.0	5.9	4.7	1.9	2.0	3.8

(注) 地方公共団体からの報告に基づき当省において作成した。

**② 再調査の請求**

平成30年度に処理が完了した再調査の請求207件について、再調査の請求から決定までの期間をみると、「3か月以内」30件(14.5%)、「3か月超6か月以内」148件(71.5%)、「6か月超9か月以内」20件(9.7%)、「9か月超1年以内」8件(3.9%)、「1年超1年3か月以内」1件(0.5%)となっている。

**③ 再審査請求**

平成30年度に処理が完了した再審査請求72件について、再審査請求から裁決までの期間をみると、「3か月以内」13件(18.1%)、「3か月超6か月以内」18件(25.0%)、「6か月超9か月以内」11件(15.3%)、「9か月超1年以内」17件(23.6%)、「1年超1年3か月以内」9件(12.5%)、「1年3か月超1年6か月以内」1件(1.4%)、「1年6か月超1年9か月以内」3件(4.2%)となっている。

**(2) 審査請求の処理体制(別表6参照)**

回答のあった地方公共団体2,904団体における審査請求の処理体制に係る標準審理期間の設定状況及び審理員候補者名簿の作成状況は、次のとおりである。

## ① 標準審理期間の設定状況

回答のあった2,904団体のうち、標準審理期間（設定は努力義務）について、全ての手続で設定している団体は151団体（5.2%）、一部の手続のみで設定している団体は83団体（2.9%）、未設定の団体は2,670団体（91.9%）となっている。

未設定の団体のうち、標準審理期間の設定について現在検討を実施していると回答したのは31団体（全ての手続について設定している151団体を除く2,753団体のうちの1.1%）となっている。

未設定の理由については、「現状では実績が少ないなどの理由により未設定であるが、状況を見て設定予定」が2,370団体、「その他」が359団体となっている。

また、未設定の理由に「その他」と回答した359団体について、その具体的理由（自由記入）をみると、①実績が少ないあるいはないためと回答した団体が196団体、②案件ごとに内容が異なり、一律に処理期間を設定することができないと回答した団体が67団体、③行政庁の責めに帰さない事情により審理期間が変動するためと回答した団体が28団体などとなっている。

また、標準審理期間を設定済みの団体における公表方法（複数回答）は、「求めに応じて（公表する）」が127団体、「ホームページ（に公表する）」が85団体、「事務所に備付け」が69団体となっている。

## ② 審理員候補者名簿の作成状況

回答のあった2,903団体のうち、審理員候補者名簿（作成は努力義務）を「全部作成」している団体は499団体（17.2%）、「一部未作成」としている団体は80団体（2.8%）、他の2,324団体（80.0%）は未作成となっている。

未作成の理由について、各団体の回答は、「審査請求の内容（行政分野）等により審理員に指名する職員がそれぞれ異なるため」が473団体、「審査請求の実績が少ないため」が1,900団体、「検討中」であるためが139団体、「その他」が184団体となっている。なお、「その他」の具体的内容として、①実績がない、あるいは少ないためとする団体が56団体、②行政庁として規模が小さいためとする団体が38団体、③案件ごとに指名するためとする団体が21団体、④弁護士など特定の者を指名しているためとする団体が14団体となっている。

また、審理員候補者名簿を作成している499団体及び一部未作成の80団体による名簿の公表状況は、「求めに応じて（公表する）」が272団体、「ホームページ（により公表する）」が176団体、「事務所に備え付け（により公表する）」が161団体となっている。

## 2 旧法に基づく不服申立ての処理状況（別表7参照）

### ア 審査請求

#### ① 申立件数

平成29年度以前に旧法に基づき不服申立てされて、平成30年度時点においてもその処理が係属中の審査請求は57,349件となっている。また、30年度に新たに申し立てられ旧法が適用される審査請求は14件であり、これらを合わせると57,363件となっている。

#### ② 処理件数

旧法が適用される審査請求57,363件のうち、処理完了案件は805件（1.4%）であり、その処

理結果は、「認容（容認）」17件（2.1%）、「棄却」120件（14.9%）、「却下」668件（83.0%）となっている。

### ③ 処理期間

処理完了案件の805件について、処理期間をみると、「2年以内」22件（2.7%）、「2年超3年以内」28件（3.5%）、「3年超5年以内」80件（9.9%）、「5年超」675件（83.9%）となっている。

### ④ 処理未了件数

旧法が適用される審査請求57,363件のうち、処理未了案件は54,970件（95.8%）である。これらの処理未了期間をみると、「2年以内」が14件（0.0%）、「2年超3年以内」が74件（0.1%）、「3年超5年以内」が688件（1.3%）、「5年超」が54,194件（98.6%）となっている。

## イ 異議申立て

### ① 申立件数

平成29年度以前に旧法に基づき不服申立てされて、平成30年度時点においてもその処理が係属している異議申立ては9,398件（99.9%）ある。平成30年度に新たに申し立てられ旧法が適用される異議申立てが12件（0.1%）あり、これらを合わせると9,410件となっている。

### ② 処理件数

旧法が適用される異議申立て9,410件のうち、処理完了案件は5,582件（59.3%）あり、その処理結果をみると、「認容（容認）」32件（0.6%）、「棄却」144件（2.6%）、「却下」38件（0.7%）、「その他」5,368件（96.2%）となっている。「その他」については、一人で大量の審査請求を行っていた審査請求人の死亡により、審理が終了したものである。

### ③ 処理期間

処理が完了した5,582件の処理期間は、「2年以内」9件（0.2%）、「2年超3年以内」314件（5.6%）、「3年超5年以内」412件（7.4%）、「5年超」4,847件（86.8%）となっている。

### ④ 処理未了件数

旧法が適用される異議申立て9,410件のうち、処理未了案件は3,803件（40.4%）である。これらの処理未了期間についてみると、「2年以内」が3件（0.0%）、「2年超3年以内」が35件（0.9%）、「3年超5年以内」が1,343件（35.3%）、「5年超」が2,422件（63.7%）となっている。

## ウ 再審査請求

### ① 申立件数

平成29年度以前に旧法に基づき不服申立てされて、平成30年度時点においてもその処理が係属している再審査請求は7件となっている。

### ② 処理件数

旧法が適用される再審査請求7件のうち、処理完了案件は4件（57.1%）であり、その処理内容をみると、「認容（容認）」1件（25.0%）、「棄却」3件（75.0%）となっている。

### ② 処理期間

処理完了案件の4件について、処理期間をみると、「2年以内」が3件（75.0%）、「3年超5年



以内」が1件（25.0％）となっている。

**④ 処理未了案件件数**

旧法が適用される再審査請求7件のうち、処理未了案件は3件（42.9％）であり、これらの処理未了期間についてみると、「2年以内」が2件（66.7％）、「2年超3年以内」が1件（33.3％）となっている。

(参考 1)

## 用 語 集

### 【行政不服審査法】

行政庁の処分その他の公権力に当たる行為（以下「処分」という。）に関する不服申立ての一般的な制度を定めた法律。昭和 37 年に制定され（旧法：昭和 37 年法律第 160 号）、平成 26 年に全面改正された（新法：平成 26 年法律第 68 号。平成 28 年 4 月施行）。概要は、20 ページ「参考 2」を参照。

### 【審査請求】

新法及び旧法による不服申立ての類型の一つ。

旧法においては、処分庁等（処分をした行政庁又は不作為に係る行政庁をいう。以下同じ。）以外の行政庁に対して行う不服申立てとされており（旧法第 3 条第 2 項）、処分についての審査請求は、処分庁（処分をした行政庁をいう。以下同じ。）に上級行政庁がある場合のほか、法律（条例に基づく処分については、条例を含む。）に特に定めがある場合に行うことができることとされていた（旧法第 5 条）。

新法においては、旧法における異議申立てに相当する部分も含め、基本的な不服申立ての類型が審査請求に一元化され、処分庁等に上級行政庁があるか否かにかかわらず、審査請求によることとされている（新法第 2 条）。

### 【再調査の請求】

新法による不服申立ての類型の一つで、個別法に特別の定めがある場合に、審査請求の前段階の手段として、処分庁に対して行うことができる（新法第 5 条）。

### 【再審査請求】

新法及び旧法による不服申立ての類型の一つで、個別法に特別の定めがある場合等に、審査請求の裁決を経た後に行う不服申立てのこと（新法第 8 条、旧法第 8 条）。

### 【異議申立て】

旧法による不服申立ての類型の一つで、処分庁等に対して行う不服申立てのこと（旧法第 3 条第 2 項）。

処分についての異議申立ては、処分庁に上級行政庁がない場合のほか、法律に特に定めがある場合に行うことができることとされていた（旧法第 6 条）。

### 【認容】

裁決等の態様の一つで、不服申立てについて理由があるとして、不服申立人の主張を認め、原処分の取消し等を行うこと（新法第 46 条第 1 項等）。

### 【棄却】

裁決等の態様の一つで、不服申立てについて、理由がないとして、不服申立人の主張を認めないこと

(新法第 45 条第 2 項等)。

### 【却下】

裁決等の態様の一つで、法定の不服申立期間を超過しているなどの場合に、不服申立てが不適法として(本案の審理を行わずに)退けること(新法第 45 条第 1 項等)。

### 【総代】

多数の人が共同して審査請求などの不服申立てをしようとするときに、共同不服申立人が互選により選任する手続を行う代表者のこと。審理員等(不服申立ての審理手続を行う審理員、審査庁等をいう。以下同じ。)は、必要があると認めるときは、総代の互選を命ずることができる(新法第 11 条第 2 項等)。総代は、他の共同不服申立人のために、不服申立ての取下げを除き、その不服申立てに関する一切の行為をすることができる(同条第 3 項等)。

### 【審理員】

審査庁(審査請求を受けた行政庁をいう。以下同じ。)等の指名により、審理手続を行う職員のこと。新法において新たに設けられたもので、委員会等が審査庁である場合や、審査請求が不適法であることが明らかである場合等を除き、審査請求の審理手続は、審査庁ではなく審理員が行うこととされている(新法第 9 条第 1 項)。

審理員は、弁明書の提出要求や口頭意見陳述の実施などの審理手続を主宰することとされており、審理手続の終結後は、その結果を審理員意見書として審査庁に提出することとされている(新法第 42 条)。

### 【行政不服審査会】

新法に基づき、審理員が行った審理手続の適正性や審査庁の判断の妥当性をチェックすることを目的に総務省に置かれた機関(審議会等)で、審査庁である各省大臣等からの諮問を受けて調査審議を行い、答申を行う。なお、地方公共団体に対する審査請求については、地方公共団体に置かれる同様の機関が諮問を受けることとされている(新法第 43 条第 1 項)。

# 行政不服審査法(新法)の概要

## <目的>

簡易迅速かつ公正な手続の下で広く行政庁に対する不服申立てをすることができるための制度を定めることにより、**国民の権利利益の救済**を図るとともに、**行政の適正な運営を確保**

(行政庁の処分に関する**不服申立て**についての**一般法**(国・地方を問わず、行政庁の処分に幅広く適用))

## <不服申立ての対象等>

### 【対象】

- 行政庁の全ての**処分・申請に対する不作為**  
※特に不服申立てができない旨の定めがある場合を除く。

### 【資格】

- 処分に**不服がある者**(不作為の場合は**申請をした者**)  
※処分により自己の権利・法律上保護された利益を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれのある者と解されている。  
(取消訴訟の原告適格と同範囲)

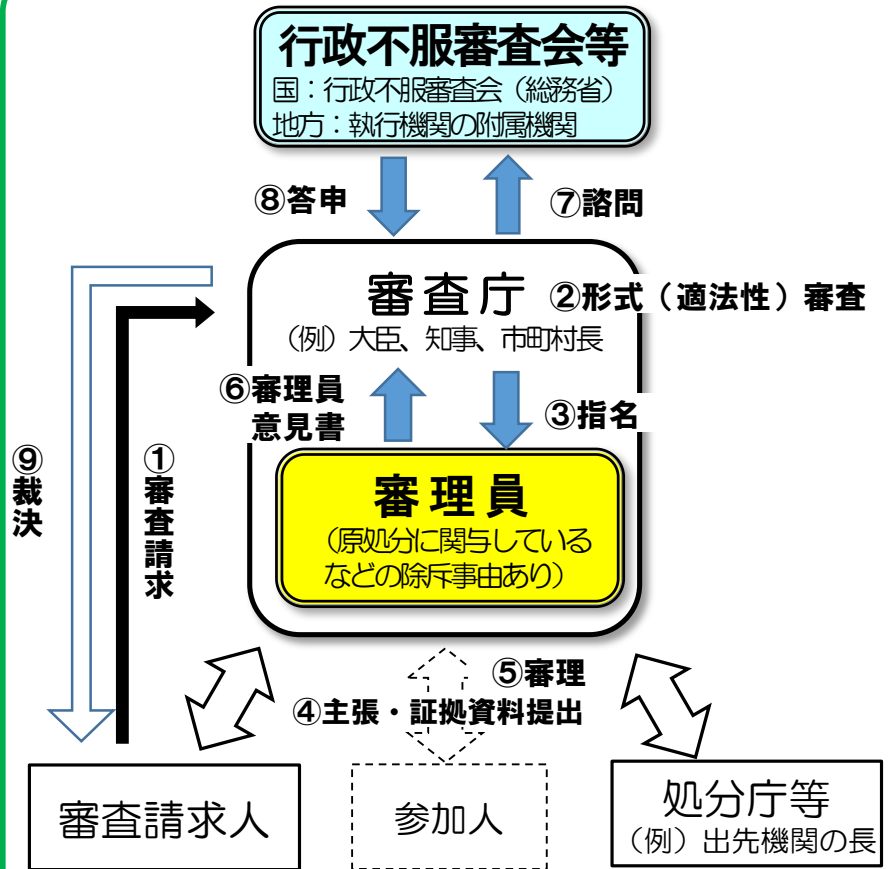
### 【不服申立期間】

- 処分があったことを知った日の翌日から起算して**3か月**(原則)  
※正当な理由がある場合は、この限りでない。

### 【処理(裁決・決定)】

- 申立てに**理由あり** ⇒ **認容**
- 申立てに**理由なし** ⇒ **棄却**
- 申立てが**不適法** ⇒ **却下**
  - ・処分の場合 原処分の**取消し・変更**
  - ・不作為の場合 不作為が**違法・不当**である旨を**宣言**  
※裁決の際に、申請に対する一定の処分(申請認容等)をする(よう処分庁等に命ずる)ことが可能

## <審査請求の基本的な流れ>



※審理員の指名、行政不服審査会への諮問は、個別法で適用が除外されている場合は行われない(その場合、③、⑥、⑦及び⑧は行われない。)